

弁護士費用一覧（離婚・男女問題）

2023年6月13日

令法律事務所

※以下述べる「実費」とは、郵便切手代や印紙代、交通費などです。

1 バックアップ相談プラン

3万3千円／3か月（但し、4か月目以降は1万円／1か月）（税込）

初回無料法律相談の後に、継続的な法律相談に応じるプランです。

代理人として受任はしませんが、電話、メール、面談などの手段により継続的に相談いただけます。

※相談時間は、回数制限なし、1か月あたり1時間30分を想定しています。

※離婚バックアップをお申し込み後、弁護士に代理人としてご依頼される場合、着手金について、当事務所の基準額より3万3千円（税込）を差し引きいたします。

※2回目以降の相談費用を節約したい方は法テラスの民事法律扶助等の利用も可能です。

※以後税込と記載の場合、消費税率10パーセントを前提としています。

2 離婚協議書作成

手数料11万円（税込）

※公正証書で作成する場合は手数料に5.5万円を加算するほか、公証役場に支払う手数料（内容にもよりますが、2.2～3.3万円が目安）が必要となります。

3 協議離婚の代理交渉

着手金	報酬金
16万5千円	22万円＋経済的利益の11％

※いずれも税込です。

※親権について争いがある場合、事案に応じて着手金を11～22万円加算することがあります。

※経済的利益については最終ページ参照

4 離婚調停（養育費、認知無効を含む）

着手金	報酬金
27万5千円	33万円＋経済的利益の11％ （ただし、養育費は2年分の11％）

※ご依頼いただいた離婚事件の中で、婚姻費用、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割の問題を扱う場合、別途着手金は発生しません。

※親権について争いがある場合は、事案に応じて11万円～22万円を加算いたします。

※協議で受任後、調停へ移行した場合は、着手金を半額といたします。

※調停が5回を超えた場合は、6回目から1回あたり2.2万円～3.3万円（税込）の日当を頂きます。日当のお支払いが難しい場合は、慰謝料・財産分与などを取得した段階で精算することも可能ですので、ご相談ください。

※相手方との間の面会交流の日時等の調整を依頼される場合には、弁護士費用として、別途5.5～11万円（税込）を頂きます。同様に、弁護士に、荷物の搬出その他期日外にて代理人としての立会いを要する場合には、立会いの日当として、1回あたり3.3万円（税込）を頂きます。

※子の引渡し（着手金：3.3万円、報酬金：3.3万円）、面会交流（着手金：2.2万円、報酬金：2.2万円）、保全処分・強制執行（着手金：2.2万円、報酬金：経済的利益の6.6%）等を併せて請求する場合、追加分の着手金及び報酬金はそれぞれ半額といたします。

※ただし、保全処分の場合早期着手の必要性から事件が立込んでいる場合、受任をお断りするか、特急料金として金額を加算する場合がございます。

5 離婚訴訟

着手金	報酬金
3.3万円（税込）	3.3万円+経済的利益の1.1% （ただし、養育費は2年分の1.1%）

※ご依頼いただいた離婚事件の中で、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割の問題を扱う場合、別途着手金は発生しません。

※親権について争いがある場合は、事案に応じて1.1万円～2.2万円を加算いたします。

※調停で受任後、訴訟へ移行した場合は、半額といたします。

※経済的利益については協議離婚の代理交渉の場合と同じです。

※子の引渡し（着手金：3.3万円、報酬金：3.3万円）、面会交流（着手金：2.2万円、報酬金：2.2万円）、保全処分・強制執行（着手金：2.2万円、報酬金：経済的利益の6.6%）等を併せて請求する場合、着手金及び報酬金はそれぞれ半額といたします。

※弁護士に、相手方との間の面会交流の日時等の調整を依頼される場合には、弁護士費用として、別途5.5～11万円（税込）を頂きます。同様に、弁護士に、荷物の搬出その他期日外にて代理人としての立会いを要する場合には、立会いの日当として、1回あたり3.3万円（税込）を頂きます。

6 慰謝料請求（請求する場合）

着手金	報酬金
交渉1.1万円（税込）	経済的利益の2.2%（税込）
訴訟2.2万円（税込）	（ただし、報酬金の最低額は1.1万円）

7 慰謝料請求（請求されている場合）

着手金	報酬金
交渉 22 万円（税込）	減額金額の 16.5%（税込）
訴訟 33 万円（税込）	（ただし、報酬金の最低額は 11 万円）

経済的利益について

財産分与	請求する側	得られた金額
	請求された側	相手方の請求から減額された金額
養育費	請求する側	2 年分の合計額
	請求された側	相手方の請求から減額された金額の 2 年分の合計額
慰謝料・解決金	請求する側	得られた金額
	請求された側	相手方の請求から減額された金額

※養育費を得られる期間が 2 年に満たない場合は、協議により経済的利益の額を減額します。

※財産分与について請求されていたのに、金銭受領できた場合請求する側と請求された側記載の金額の合計額になるのでご注意ください。

※なお、離婚ではなく、調停調書や公正証書等で養育費を取り決めたにもかかわらず、支払がされない等の理由で強制執行を行いたいという場合、離婚男女問題というより、債権回収の手続となるため、養育費について 2 年分の制限がかからないので、ご了承下さい。

その他

※着手金につき、当初から敗訴リスクの高い事件の場合、金額を増加する場合があります。目撃以外の証拠がない等の場合は、受任をお断りする場合もございます。

※調停・訴訟は手続ごとに費用を頂戴いたします。（継続受任時減額あり）

※その他実費として数万円お預かりいたします。

※遠方での活動が必要な場合、実費とは別に半日 3.3 万円、1 日 6.6 万円の出張日当を頂きます。

以上